

【対象施設一覧】

施設の種類	設置根拠等	設置者	補助率
障害福祉サービス事業所	障害者総合支援法第79条第2項	市町村、社会福祉法人等	3/4
障害者支援施設	障害者総合支援法第83条第3項又は第4項	市町村、社会福祉法人	3/4
居宅介護事業所、短期入所事業所、共同生活援助事業所及び相談支援事業所	障害者総合支援法第79条第2項	市町村、社会福祉法人等	3/4
地域活動支援センター	障害者総合支援法第77条第1項第4号及び第79条第2項	市町村、社会福祉法人等	3/4
福祉ホーム	障害者総合支援法第77条第3項及び第79条第2項	市町村、社会福祉法人等	3/4
補装具製作施設及び視聴覚障害者情報提供施設	身体障害者福祉法第28条第2項又は第3項	市町村、社会福祉法人	3/4
身体障害者福祉センター	身体障害者福祉法第28条第2項又は第3項	市町村、社会福祉法人	3/4
盲導犬訓練施設	身体障害者福祉法第28条第2項又は第3項	市町村、社会福祉法人等	3/4
盲人ホーム	昭和37年2月27日社発第109号厚生労働省社会局長通知「盲人ホームの運営について」	市(指定都市及び中核市を除き、特別区を含む。)社会福祉法人	3/4
市町村障害者生活支援センター	平成8年5月10日社援更第133号厚生省社会・援護局長通知「市町村障害者生活支援事業の実施について」	市町村、社会福祉法人	3/4
障害児入所施設	児童福祉法第35条第3項又は第4項	市町村、社会福祉法人	3/4
児童発達支援センター	児童福祉法第35条第3項又は第4項	市町村、社会福祉法人等	3/4
児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所	児童福祉法第34条の3第2項	市町村、社会福祉法人	3/4
保育所等訪問支援事業所及び障害児相談支援事業所	児童福祉法第34条の3第2項	市町村、社会福祉法人	3/4